

## 商標権を取得するまでの手続の流れ(概略)

平成27年 辻本法律特許事務所

※商標権を取得したい商標とその商標を使用したい商品等を特定するために必要な事項を記載した願書を提出します。

※出願は国際分類に従い、指定商品・指定役務を指定して行います。

商標登録出願

※出願ただけで登録される訳ではありません。特許庁の審査官によって出願された商標が登録されるべきか審査されます。

拒絶理由通知

※審査官が商標登録出願を拒絶すべきと判断した場合、その理由が通知されます。拒絶理由通知は複数回発せられることがあります。

意見書・補正書

※拒絶理由の判断に不服がある場合、意見書、補正書を提出します。

※審査官が拒絶理由を発見しなかった場合、または意見書等により拒絶理由が解消したと判断した場合、特許査定となります。

※登録査定又は登録審決から所定期間内に登録料(一括納付又は分納)を納付します。これにより、出願が登録原簿に登録され、商標権が発生します。

特許庁費用: 設定登録料

実体審査

拒絶査定

※審査官が意見書等を考慮しても拒絶理由が解消していないと判断した場合、拒絶査定となります。

拒絶査定不服審判請求

※拒絶査定の判断に不服がある場合、拒絶査定不服審判を請求することができます。

審理

※特許庁審判官の合議体により拒絶査定が妥当か審理されます(場合によっては、拒絶理由通知が発せられることがあります。)

登録査定  
登録審決

登録料納付  
(設定登録)

拒絶審決

※拒絶理由が解消したと合議体が判断した場合、特許審決となります。

審決決定取消訴訟

※拒絶審決の判断に不服がある場合、知財高裁に訴訟を提起することができます。費用については、別途お尋ねください。

商標登録異議申立の審理

※公報発行後2ヶ月の間、何人も申立できます。

登録取消の決定

※異議申立について理由がある場合、登録が取消されます。

決定の取消訴訟

登録維持の決定

※異議申立について理由がない場合、登録が維持されます。

更新登録申請

※商標権の存続期間は設定登録から10年です。さらに権利を存続させたい場合は、存続期間満了前に更新手続を行い、更新登録する必要があります。

注 青枠: 特許庁側での処理です。その他、図示していない手続もあります。

赤枠: 出願人が特許庁等に対して行う手続です。その他、図示していない手続もあります。

出願人が特許庁に対して行う手続には費用が発生します。なお、特許庁費用は改定されることがあります。